

令和 7 年 8 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 8 月 27 日 (水)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東館 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和7年8月27日(水)
午前9時30分開会 午前10時26分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東館85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 40号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 41号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の設定)
- 議案第 42号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第 43号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更
について
- 議案第 44号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 45号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている
旨の証明について
- 議案第 46号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認
について
- 議案第 47号 非農地証明(遊休農地)について
- 議案第 48号 地域計画の変更について
- 議案第 49号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第 50号 再生利用が困難な農地における非農地判断について

(2) 報告

- 報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第 3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 5号 現況証明について
- 報告第 6号 農地等の現況について執行官からの照会に対する調査結果

について

報告第 7 号 農地基本台帳の登載について

報告第 8 号 国庫帰属申請された農地に係る照会に対する回答

について

報告第 9 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について

報告第 10 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	3 番 太田由美子	4 番 大竹 孝夫
5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁	7 番 近藤 好幸
8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志	10 番 陶山 哲
11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生	13 番 中山 信廣
14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志
17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子
20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子
23 番 森下 秋吉		

6 欠席委員 2 番 岩瀬 宏二 24 番 山崎 裕通

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 3 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 7 年 8 月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 本日、議席番号 2 番 岩瀬宏二委員及び 同 24 番 山崎裕通委員か
ら欠席の届出がありましたので、報告させていただきます。

出席委員は、委員総数 24 名中 22 名で過半数に達していますので、農

業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認め、

議席番号9番 杉浦圭志委員、同10番 陶山哲委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、12日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、19日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

中原町地内の所有権を移転する案件は、許可要件である所有農地の全部効率利用要件を満たさなかったため、8月14日に取下げ願の提出がありました。

番号5番の案件について、書類説明会の時点では取下げ見込みでしたが、経営農地のうち違反転用状態となっていた植田町地内や東赤沢町地内、南大清水町地内の農地について、8月22日の現地調査にて農地復元されていることを確認しました。また、保全管理がされていなかった東赤沢町地内の農地についても、草刈りが行われていることを確認しましたので、議案として挙げさせていただいております。

番号6番の案件について、申請地の一部が資材置き場となっていたことについて、資材が撤去されたことを写真の提出により確認しております。

番号8番及び14番の案件について、西七根町地内、高塚町地内、豊栄町地内の経営農地に関して、令和7年12月に農地復元を行い、令和8年3月から小麦の栽培を開始する予定であるとのことですので、今後進捗状況について確認して参りたいと思います。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号4番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、12日の説明会以降、取り下げ変更等はございません。それではよろしくお願いたします。

議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通して
ください。

(精読時間5分)

議 長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。

議 長 資料1 議案第39号
「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたしま
す。

番号1番から15番までの15件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第1号、1ページから3ページまでをご覧ください。

番号1番から15番までにつきまして、書類説明会でご説明したとお
り、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該
当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんで
した。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保
に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った
結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち
切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可するこ
とに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決
しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第40号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたしま
す。

番号1番から15番までの15件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第40号、4ページから6ページをお願いします。
番号1番から15番までの15件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、番号5番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾を得た旨の記載がある案件は番号5番・9番・10番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番から4番・6番から8番・11番から15番です。
一時転用については、該当ありません。
詳細については、議案をご覧ください。
以上です。ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委員 「進行」
- 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号9番・10番・15番の3件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
- 全員 「異議なし」
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。
- 議長 続きまして 別添資料 1-2 議案第41号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。
利用権設定の番号1番から43番までの43件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課

はい、議長。

議案第 41 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、10月1日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 10 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 43 件 118 筆 135,681.87 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 42 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番から 20 番までの 20 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課

はい、議長。

議案第 42 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたの

で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2、11 ページから 13 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 7 年 10 月 1 日付で利用権が移転する案件が 20 件 45 筆、47,504.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして、資料 1 に戻り 議案第 43 号

「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。

除外についての番号 1 番から 5 番までの 5 件、及び編入についての番号 1 番の 1 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長、議案第 43 号について説明させていただきます。

画課 豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 5 件、面積 2,995.42 m²、編入 1 件 108.91 m²です。

今回の案件につきましては、7 月 8 日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。

除外案件の目的としましては、1 番が駐車場・資材置き場、2 番が社会福祉施設、3 番が分家住宅、4 番が緑地、5 番が農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 23 号に規定する電気工作物となります。編入案件の目的としましては、集团的農地への編入が 1 件となります。除外・編入を合わせ 6 件であり、内容を検討した結果、全て申し

出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第1項及び第4条の5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）第1項第27号イに基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第44号

「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第44号 8ページをご覧ください。

議案第44号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

この1件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。

それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって、本案はさよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第45号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第45号 9ページをご覧ください。
議案第45号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この2件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第46号
「相続税 納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を
議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第46号 10ページをご覧ください。

議案第46号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあ
たつての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備
考欄に記載のとおりでした。

この3件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて
農地であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち
切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に
報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第47号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第47号 11ページをご覧ください。

番号1番から7番の7件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地
証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地で
す。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについ
て、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当

しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 48 号

「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。

画課 議案第 48 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-3 をご覧ください。

8月12日の書類説明会でご説明したとおり、9月公告分の地域計画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。

なお、地域計画の変更については、7地域において、合計174筆、175,401.53㎡です。

地域計画からの除外に関する案件は、農地転用の申請に先立つ地域計画の区域からの除外が10筆、2,703.23㎡。用途変更に伴う案件が1筆、455㎡。非農地証明、現況証明の発行に関する案件が5筆、1,276㎡。

耕作者の変更に関する案件は、農地法3条の許可に伴う案件が26筆、28,254.76㎡。農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が119筆、132,889.15㎡。解約による耕作者不在への変更が13筆、9,823.39㎡です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をす

ることができることとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして、資料1に戻り 議案第49号

「特定農地貸付けの承認について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第49号、資料1 12ページをご覧ください。

特定農地貸付法第3条3項各号の農業委員会が承認するための要件について、承認申請書・事務局及び農業委員による現地調査、審査会における聞き取り調査の結果すべての要件を満たしていることを確認しております。詳細については議案をご確認ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議 長 続きます、資料 1-4 議案第 50 号
「再生利用が困難な農地における非農地判断について」を議題といたします。

事務局 番号 1 番から 742 番までの 742 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 50 号 資料 1-4 をご覧ください。
番号 1 番から 742 番までの 742 件につきましては、令和 6 年度に実施いたしました農地パトロールにおいて赤判定とされた土地等です。
この土地について、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」第 4 条第 1 項の判断基準に基づき現地調査を実施したところ、「農地」に該当しないものと判断されますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、原案のとおり「非農地」とすることに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案はさよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料 1 13 ページをお願いします。
報告第 1 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件、及び 14 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 18 ページ 31 番までの 31 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 7 番までの 7 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 20 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 23 ページ 21 番までの 21 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 24 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は雑種地、2 番から 4 番が畑でした。

次に 25 ページをお願いします。

報告第 6 号については、名古屋地方裁判所 豊橋支部執行官からの照会です。番号 1 番は、15 筆すべてが市街化調整区域の土地であり、うち 8 筆が色地、7 筆が白地の土地となっております。登記簿地目は、畑が 13 筆、田が 2 筆です。現況は、いずれも農地であり、農地性ありと判断しました。この件については、8 月 14 日付け事務局長名で回答しました。

次に 26 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番の 1 件については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、18 日付けで農地基本台帳に登載しました。

次に 27 ページをお願いします。

報告第 8 号の番号 1 番の 1 件については、法務局へ国庫帰属の承認申請された土地に対する東海農政局からの現況等の照会です。

調査の結果、報告書に記載の内容について確認出来ましたので、14 日付けで回答しています。

次に 28 ページをお願いします。

報告第 9 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名についてをご覧ください。

あっせん申出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。あっせん委員につきましては、あっせん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんに事前にお伝えをしており、番号1番から3番の3件は、老津町の担当委員である彦坂委員にお願いします。

次に29ページをお願いします。

報告第10号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告についてをご覧ください。

令和7年7月にあっせん委員の指名をした野依町の農地について、資料のとおり所有権を移転することが決まりましたので、報告をいたします。

また、同月にあっせん委員の指名をした南大清水町及び寺沢町の農地については、9月総会において所有権の移転が決まった旨の報告をするよう調整をしております。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 次に 連絡事項を事務局よりお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前10時26分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和7年8月27日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号9番 杉浦 圭志 委員)

議事録署名者
(議席番号10番 陶山 哲 委員)